固定金利選択型 無担保すまいるローン Ⅰ型・Ⅱ型

令和5年4月現在

商品名(愛称)	固定金利選択型 無担保すまいるローン Ⅰ 型・Ⅱ 型
ご利用 いただける方	 ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○年齢が満20歳以上65歳以下で、完済時の満年齢が75歳以下の方 ○勤続2年以上の方。ただし、個人事業主は営業年数3年以上の方 ○前年税込年収が250万円以上の方。ただし、同居親族1名の前年税込年収の50%を加算することができます。 ○原則、団体信用生命保険に加入できる方。やむを得ず同保険に加入できない場合には、連帯保証人が必要となります ○㈱ジャックスの保証が受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	<無担保すまいるローン I 型> 住宅金融公庫等の公的住宅ローンの借換および民間住宅ローンの借換資金また、住宅金融公庫等公的住宅ローンにおける特別加算分のみの借換資金も対象となります。ただし、ご返済実績が5年以上あり、且つ、直近1年以内に返済遅延のない方といたします <無担保すまいるローン II 型> 住宅の増改築資金または住宅の設備機器購入資金 ※上記借換資金と住宅の増改築資金を併用することも可能です ※連帯債務でのご利用はできません ※借換資金をご利用の場合は、ご融資実行後に借換対象物件の抵当権および根抵当権の登記抹消を土地・建物登記簿謄本をご提出いただき確認いたします。ただし、住宅金融公庫等、公的住宅ローンにおける特別加算分のみの借換資金の場合は、一括繰上げ償還を証する書類にて確認いたします ※増改築工事等をご利用の場合は、ご融資実行後その増改築工事が終了したことを証明する工事完了証明書をご提出いただき確認いたします
ご融資金額	50万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※住宅融資資金借換の場合は、1,000万円以内かつ借換対象ローンの残高を上限といたします< I 型> ※増改築工事資金等の場合は、500万円以内といたします< II 型> ※住宅融資資金借換と増改築工事資金を併用する場合は、合算して融資金額1,000万円以内といたします。また、併用の場合は住宅融資資金借換と増改築工事資金は別々の申込みとなり1顧客2契約といたします < I 型・II 型>

ご利用期間	6ヵ月以上20年以内 ※住宅融資資金借換の場合は、最長20年以内で、かつ借換対象資金の残存 償還期間+3年を上限といたします ※増改築工事資金等の場合は、最長15年以内。ただし、ご融資金額が300万 円以内については最長10年以内とします
ご融資利率	当金庫所定利率による 固定金利型(3年・5年・7年・10年)または変動金利型をお選びいただけます (固定金利選択型) 固定金利選択型(3年・5年・7年・10年)について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間中に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。選択した固定期間経過時点で再度その時点での固定金利または変動金利を選択いただくこともできますが、この金利は借入当初のの金利とは異なる可能性があります (変動金利型)・お借入後の利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日(以下「基準日」という)の2回に行うものとし、前回基準日(借入日が前回基準日以降の場合は借入日)における基準利率(当金庫所定の新長期住宅プライムレート)と現基準日における基準利率の差をもってお借入利率を引下げまたは引上げるものとします・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります・利息後払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日とし翌月7月、1月の約定日から、新利率適用によるご返済が始まるものとします
ご返済方法	元利均等毎月返済(利息後払い)なお、ご融資金額の50%以内で年2回(6ヵ月間隔)のボーナスの併用返済も可能です 《ご返済額の見直し方法》 〇年2回利率見直しを5回(2年6ヵ月)行うまでは、その間に借入利率の変更があってもご返済額は変わりません 〇2年6ヵ月毎に新利率、残存元金、残存期間により新返済額を見直ししますただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を上限とします
担保	不要
保証	(株ジャックス ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、株ジャックスがお客様に代わ り残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁 済後は株ジャックスに対して支払い義務が生じます
返済負担比率	返済負担比率は、今回のお申込み金額および既存借入金額における年間 返済額の前年税込年収(所得合算含む)に対する割合となります 前年税込年収250万円以上400万円未満の方は、返済負担比率30%以内 となります 前年税込年収400万円以上の方は、返済負担比率35%以内となります

団体信用生命保険加入者の場合は原則として不要です 団体信用生命保険不加入者の場合は保証人が1名必要です ただし、上記にかかわらず不動産共有者がいる場合もしくは所得合算者があ 保証人 る場合は原則として保証人が必要となります また、保証会社が必要と認めた場合には、融資金額にかかわらず必要となり ます 原則として、当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただきます 団体信用 ただし、団体信用生命保険不加入者の場合は保証人が1名必要です 牛命保険 ※保険料はご融資利率に含まれます ○ご融資実行時に用紙代1通につき550円をいただきます ○お借入後に固定金利を再度選択する場合には1回毎に5,500円をいた だきます ○ご融資金利固定期間中に一部繰上げ返済をされる場合には22,000円 手数料 をいただきます (消費税込) ○ご融資金利固定期間中に繰上げ完済をされる場合には33,000円をい ただきます ○ご融資金利固定期間以外に一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合

には5.500円をいただきます

お取扱期間

随時

苦情処理措置• 紛争解決措置

○苦情処理措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。

○紛争解決措置

東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。

また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。

その他	 ○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

高崎信用金庫